誓約書（評議員）

社会福祉法人○○〇会の評議員に就任するにあたり、次の各号について誓約します。

記

１　社会福祉法第４０条第１項各号の欠格事由に該当しないこと

２　各評議員及び各役員と特殊の関係がないこと

３　評議員就任後、この社会福祉法人の理事、監事、職員を兼ねていないこと

４　今後、上記第１号から第３号の記載事項に該当した場合は遅延なく報告  
すること

　令和〇〇年〇〇月〇〇日

　社会福祉法人○○〇会　　理事長　様

　　　　　　　　　　　　　　 住所　　〇〇〇〇〇〇〇〇

　　　　　　　　　　　　　 氏名　　〇〇〇〇〇〇〇〇　　　　　印

評議員　誓約内容詳細

1. **社会福祉法第４０条第１項各号の欠格事由に該当しないこと　（法４０条第１項）**

* 法人
* 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
* 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
* 上記のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
* 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
* 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

1. **各評議員又は各役員と特殊の関係がないこと　　（法４０条第４項）（法４０条第５項）**

* 各評議員・役員の配偶者又は三親等以内の親族
* 各評議員・役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
* 上記に該当する者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
* 各評議員・役員の使用人（秘書、執事など個人的に雇っている者）
* 上記に該当する者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
* 各評議員・役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
* 上記に該当する者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
* 当該評議員又は役員が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の総数の３分の１を超える場合に限る。）
* 他の社会福祉法人の役員又は職員（他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る）
* 国の機関や地方公共団体その他行政法人等の職員（国会議員・議会の議員を除く）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の３分の１を超える場合に限る）

1. **兼職禁止　（法４０条第２項）**

評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない